

次期「北海道感染症予防計画」の協議項目と協議の場

資料1-3

	項目	数値目標設定項目	協議会	部会	備考
1	地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項		○		
2	感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項		○		新設
3	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・検査の実施件数(実施能力) ・検査設備の整備数 	○	○	新設
4	感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項		○	○	
5	感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項		○	○	新設
6	感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結医療機関(入院)の確保病床数 ・協定締結医療機関(発熱外来)の医療機関数 ・協定締結医療機関(自宅・宿泊施設・高齢者施設での療養者等への医療の提供)の医療機関数 ・協定締結医療機関(後方支援)の医療機関数 ・協定締結医療機関(医療人材)の確保数 ・協定締結医療機関(PPE)の備蓄数量 	○	○	新設
7	宿泊施設の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結宿泊療養施設の確保居室数☆ 	○	○	新設
8	新型インフルエンザ等感染症外出自粛患者又は新感染症外出自粛患者の療養生活の環境整備に関する事項		○		新設
9	知事による総合調整又は指示の方針に関する事項		○		新設
10	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数 	○		新設
11	感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項		○		新設
12	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項		○		
13	当該都道府県における感染症に関する知識の普及に関する事項		○		